

利島村第4次行政改革大綱

1 大綱の趣旨

(1) 行政改革大綱の策定趣旨

行政改革大綱は、本村が取り組むべき基本方針を定め、総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、行財政運営のあり方を示すものである。

(2) 実施期間

令和4年度から令和8年度の5年間とする。

(3) 推進体制

- 行政改革大綱に定める推進事項等については、「利島村総合開発審議会」の意見を踏まえ、議会とも連携しつつ、村民をはじめ関係機関との理解と協力を得ながら、全庁をあげて取り組むものとする。
- また、本大綱をはじめ、審議会における審議結果、改革の成果等について、広報とし、各戸に配布したIP告知端末及び本村ホームページ等により内外への情報公開に努めるものとする。
- 推進目標の評価
PDCAサイクルを徹底するため、進捗状況の評価を毎年度行うものとする。

2 基本方針

次のような基本的な考え方によって、行政改革を推進する。

- (1) 少子高齢化、地方分権の更なる推進等、地方行政の現状は極めて厳しいものであり、多様化する住民ニーズに対して適切に対応し、活力のある地域社会の創造と住民福祉の増進を図る必要がある。そのため、限られた経費で最大の効果が出せるよう効率的な行財政の運営に努めて行く。
- (2) 村民憲章で掲げた将来像「生き生きとした活力のある島 自立する村 利島」の創造に向け、事務・事業の見直しや組織の活性化に向けた取組を進める。また、複雑多様化する行政需要に効果的に対応できる少数精鋭の組織づくりに向けて、職員の育成に計画的に努めるなど、あらゆる英知を結集して行政機能の向上を図っていく。
- (3) 財政の健全な運営に努めるため、正確に財源を把握しつつ、限りある財源を効果的に運用するとともに、地場産業の育成・振興を積極的に行い、地域の経済力を高めるために、少しでも多くの自主財源を確保できるよう努めていくものとする。

3 推進目標と重点施策（◎印）

（1）事務・事業の見直しに関すること

財源と行政資源は、有限であることをまず認識し、限られた範囲の中で最大限に効率的な事務・事業の推進を図るものとする。そのためには、第4次総合計画に基づく地域づくりの方向を常に前面に掲げ、事務・事業の施策について、必要性、優先順位、効果等を常に検討するとともに、PDCAサイクルを基準にして、当該施策に関して不断の点検の努力を加えていくものとする。

① 事務・事業の整理・合理化・効率化◎

○ ICTの積極的な導入により、提携業務のシステム化を目指すものとし、特に業務の属人化を避けるため、年間の標準的業務の流れを示す業務マニュアル及び業務システムを稼働させるための操作マニュアルの整備を図る。

○ グループウェアやインターネットを活用した電話システム等の業務効率化やコミュニケーションの活性化を支援するツールを積極的に導入する。

○ 行政運営の基本的資料となる各種情報のデータベース化を進め、情報の共有化を図るとともに、適正な情報管理に努める。

○ 個人情報の保護の徹底及び情報公開の進展に努める。

○ 公共施設の適切な維持管理

公共施設のマネジメントを中長期的な視点から検証し、維持管理費用の低コスト化、省エネ化を順次図っていくものとする。

○ 文書の適正な管理

行政運営の基幹となる条例、規則、規程、要綱等について、最新の状況を把握し、職員が円滑な業務遂行に活用できる環境を整備する。また、村ホームページに公開し、村民等に広く周知する

② 民間委託の推進

○ 事務・事業の委託に当たっては、行政の責任領域を見直し、行政の効率化を図るため、妥当と判断される場合には、積極的なアウトソーシングを推進する。

○ 公共施設の管理運営にあたっては、施設の管理委託の内容が維持管理を中心としたもので、指定管理者制度の優位性が認められないと判断される場合を除くほかは、積極的に指定管理者制度の導入を推進する。

③ 補助金等の整理合理化◎

○ 補助金については、行政の責任領域と行政効果を精査の上、妥当性・必要性について不断のチェックを行いつつ、廃止、期限設定、補助対象分野の見直し、無利子貸付制度への移行等の工夫により統合・整理を図る。

④ 可能な限りの歳入確保

- 国・都をはじめ各関連団体の運用する補助金等の確保に努めるとともに、ふるさと納税の活用、受益者負担の観点から使用料・手数料の見直しを適宜行う。

⑤ 公共工事における入札予定価格の公表等

- 公共工事にかかる入札については、予定価格の公表を行うとともに一般競争入札の拡大を図り、入札の透明性の確保に努める。

(2) 組織・機構の見直しに関すること◎

① 内部会議の活性化

- 社会・経済情勢の変化に伴い、ますます多様化する住民ニーズと新たな行政課題に即応できるよう、組織・機構の見直しを図る。先ず、幹部会議を行政内部の最高審議機関として位置づけ、会議の定例化を進め、必要に応じて政策形成や総合調整に関する自由討議の場所として活用する等、庁議の活発化を図る。
- 課内会議を同様に定例化し、情報の共有化を図ることで組織の活性化を促すよう努める。
- 職員全員を集めた全体会を積極的に開催し、情報の共有化やコミュニケーションの深化を図る。

② 実施体制の見直し

- 社会経済状況や村政を取り巻く環境の変化に即応するため、実施体制のチェックを行い、必要に応じて組織改正などの見直しを行う。

(3) 定員管理及び給与の適正化に関すること

① 定員管理の適正化◎

- 仕事の効率化やコスト削減意識をもって職員定数を考えていくことは理の当然ではあるが、地方分権の促進により権限移譲され、また委任・委託されてくる多様な行政需要に対応していくことは困難であるため、村政を適切に執行できる職員定数による定員管理を行っていく。村独自による定員管理計画も策定し、定員管理計画の具体的数値目標を公表し、住民の理解が得られるよう努める。
- 雇用の形態として、必ずしも常勤職員であることを必要としない職種については、再任用、会計年度任用職員等多様な手段により確保に努め、常勤職員の削減に努める。

② 給与の適正化◎

- 給与制度については、従前より国家公務員の給与制度に準じ適正化に努力し

てきているところであるが、引き続き近隣自治体の実態を踏まえながら、給与水準の適正化に努めていく。

③ 人事評価制度の運用

- 職員が職務遂行に発揮した能力・挙げた業績を公正に把握し、公務能率の向上、最終的には住民サービス向上の土台を作ることを目的として、人事評価制度を運用していく。

(4) 行政運営の効率化と職員の能力の開発に関すること

- 東京都市町村職員研修所の研修体系を基本として、仕事に関する知識、技術、対人能力、政策形成能力等の研修を充実させる。
- 更に、中期的視点から、多様化する行政需要に対して柔軟に対応できる職員を養成するため、関係機関が行っている各種研修に職員が積極的に受講できるよう、職場での調整を図る。
- 職員が日々の仕事において成功体験や達成感を多く得られるよう、組織をあげてOJTを積極的に行い、効果的な人材育成に着実に繋げていく。
- 次世代育成支援及び女性職員の活躍を効果的に推進するため、仕事と子育ての両立の観点から職員に対する継続的な啓発や相談体制の充実を図り、良好な職場環境づくりに努める。

(5) 行政サービスの向上に関すること

① 窓口サービスの改善

- 事前連絡により業務終了後の時間帯においても、本人確認のうえ各種証明書等の受け取りが可能となるよう、窓口サービスの改善に努める。
- 休暇取得時や出張時には、他の人でも対応できるよう可能な限り適切に引継ぎを行う

② 村民と協働した村づくり◎

- 多様化する住民ニーズに対して、行政のみで対応することが困難になってきている。このため、村民から意見を直接聴く機会として、住民対話会の頻度を高めるなど、村民の声を村づくりに反映させ、一体となって村づくりを推進できるよう努めていく。
- 意見聴取にあつては、IP告知端末やスマートフォンなどのICTも積極的に活用していく。
- 各施策の進捗状況について、村民に対して、広報誌、村内放送、ホームページなど様々な媒体を通じて、周知を行うよう努めていく。